

〔 基礎・臨床を両輪とした医学教育改革による  
グローバルな医師養成 〕

## (C) 医学・歯学教育認証制度等の実施

### 公募要領

平成24年4月  
文 部 科 学 省

**【問合せ先】**

文部科学省 高等教育局 医学教育課 医学教育係

TEL : 03-6734-3306

FAX : 03-6734-3390

E-mail : igaku@mext.go.jp

## 1 事業の背景・目的

- 欧米や韓国・豪州等の先進国では既に医学教育の分野別評価を導入しているが、日本では医学教育に特化した分野別評価制度はなく、また、グローバルスタンダードで認証された日本の医学部はまだない状況です。
- さらに、ECFMG（米国医師国家試験の受験資格を審査する団体）から、2023年より、米国の医師国家試験については、アメリカ医科大学協会（AAMC）又は世界医学教育連盟（WFME）の基準により認証を受けた医学部卒業生でなければ受験を認めない旨の通知があり（H22.9）、今後、我が国が世界で活躍できる医師を養成するためには、各大学において、国際標準による認証評価を受ける必要があります。
- また、歯学教育においては、現状の教育課程に改善が必要な歯科大学・歯学部も散見されることから、質の高い優れた歯科医師を養成するための質保証を担保する仕組みの導入が必要です。
- 以上のことから、日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、本事業では、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施します。

## 2 事業の概要

### (1) 選定件数

2件（医学1件、歯学1件）

### (2) 事業規模

- 補助金基準額：医学 36,000千円／年  
歯学 18,000千円／年

- 補助事業上限額：補助金交付額の2倍

※1 補助金交付額は、事業内容や選定審査結果等により、補助金申請額から減額等する場合があります。また、次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

※2 補助事業額が補助金交付額を超える分の額は、各大学の自己負担となります。

### (3) 事業計画期間

5年間以内（予定）

### (4) 申請要件

- ①申請区分：単独申請（申請する大学が単独で行うプログラム）のみ  
共同申請（複数の大学が共同して行うプログラムで、幹事となる申請担当大学が代表して申請）
- ②申請可能大学：医学科又は歯学科を置く大学
- ③申請可能件数：医学・歯学それぞれで各大学1件ずつ（1大学で両方申請も可）

### 3 申請手続

#### (1) 申請期間

ア 持参の場合

平成24年5月16日(水) 10時～12時、13時～16時

イ 郵送の場合(配達記録、小包、簡易書留など配達が可能である方法によること)

平成24年5月16日(水) 16時まで必着

#### (2) 申請方法

【別添2】「医学・歯学教育認証制度等の実施申請書作成・記入要領」に基づき、  
【様式1～2】「医学・歯学教育認証制度等の実施申請書」を作成し、学長から文部  
科学大臣宛てに申請してください。

#### (3) 提出部数

「医学・歯学教育認証制度等の実施申請書」…40部

#### (4) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (中央合同庁舎7号館東館14階)  
文部科学省 高等教育局 医学教育課 医学教育係

※ 郵送の場合は、封筒の表に「認証評価制度申請書在中」と朱書きしてください。

#### (5) 申請に関する留意事項

- ① 国や地方等が実施している他の補助金等による経費措置を受けているプログラム(申請中及び申請予定を含む)と同一又は類似のプログラムについては、重複補助を避けるため、選定対象外とします。
- ② 申請書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合、記入要領に従っていない場合は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合もあります。
- ③ 提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めません。
- ④ 提出された申請書等は返還しません。

### 4 選定方法・選定スケジュール

- 選定は、【別添1】「医学・歯学教育認証制度等の実施審査要項」により行います。
- 選定スケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成24年	7月上旬	選定結果の通知(学長宛て)
		補助金交付事務手続開始
	8月上旬	補助金交付内定(事業開始)

## 5 公表等

- ① 募集締切後、申請大学名及びプログラム名を公表します。また、選定された事業については、事業内容についても公表します。
- ② 文部科学省では、選定された事業に係る事例集等の作成やフォーラムの開催を行う場合があります、その際は選定大学に御協力いただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、文部科学省が作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属します。
- ③ 選定大学には、他大学への普及活動や社会への情報提供のため、自らホームページを活用するなどにより、事業の内容、経過、成果等の公表を積極的かつ継続的に行っていただきます。

## 6 実績報告・評価

### (1) 実績報告書

選定されたプログラムについては、毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。

### (2) 毎年度の成果の検証

毎年度、事業の成果について調査を実施し検証します。検証の結果によっては、次年度以降の計画の変更や補助金の減額を行う場合があります。また、成果の見られない大学に対しては、事業期間終了を待たずに支援を停止します。

### (4) 評価

選定された事業について、評価の実施を予定しています（実施時期は別途指示）。

## 7 その他の留意事項

- ① 選定された事業に対しては、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」により経費措置を行います。（私立については、設置者が学校法人のものに限ります。）
- ② 大学改革推進等補助金の概要は、文部科学省ホームページに掲載しています。

（参考）平成23年度大学改革推進等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

※ 「平成24年度大学改革推進等補助金（大学改革推進経費）取扱要領」は、後日文部科学省ホームページに掲載される予定です。

## 医学・歯学教育認証制度等の実施審査要項

### 1 審査体制

- (1) プログラムの選定は、有識者や専門家で構成される「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において行う。
- (2) 推進委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置くことができる。

### 2 審査手順

#### (1) 書面審査

- ① 推進委員（又はペーパーレフェリー）は、各大学から提出された申請書をもとに、書面審査を分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1プログラムにつき複数名（3名程度）で行う。
- ② 書面審査は、「3 審査の観点」及び推進委員会が別に定める「評価基準」に基づいて行い、評価書を作成し推進委員会に提出する。

※ なお、複数の大学から申請がなかった場合は、書面審査を省略する場合がある。

#### (2) 合議審査

推進委員会は、推進委員（又はペーパーレフェリー）から提出された評価書を参考に合議審査により、選定プログラムを決定する。なお、選定にあたっては、地域や国公立等のバランスを考慮する場合がある。

#### (3) 資料の説明

推進委員会は審査の際、大学の申請等の確認に必要と認めた場合に限り、申請担当大学から最低限の説明を求めることができる。

#### (4) 推進委員会の公開等

- ① 推進委員会の会議及び会議資料は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とする。
  - ・プログラムの選定に関する審査・評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合
  - ・その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
- ② 推進委員会委員の氏名は、あらかじめ公表する。

## (5) 委員の遵守事項

### ①利害関係者の排除

申請（参加）大学と利害関係（下記ア～ウに該当）のある委員は当該大学の書面審査及び合議審査には参加できない。

ア．過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ．過去3年以内に学外委員等で就任した場合

ウ．その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

### ②秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。

## 3 審査の観点 ※（ ）内は、申請書における該当箇所

### (1) 申請大学等の取組実績及び事業の運営・評価体制（【様式1】の2～4）

- ・申請大学又は事業責任者等は、本事業を実現するのに十分な取組実績や業績を有しているか。
- ・事業の運営体制やその構成員等が具体的であり、事業を実現する体制として優れているか。
- ・事業の評価体制や構成員、評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等が具体的で客観性があり、優れているか。

### (2) 事業の公正性・透明性（【様式1】の5）

- ・事業の実施にあたって、その過程の公正性及び透明性を確保するため、進捗状況等に関する情報の公表その他の必要な措置が講じられる計画となっているか。

### (3) 関係大学や関係団体との連携体制（【様式1】の6）

- ・関係大学や関係団体と認証評価等の実施に関する協議・意見交換等の機会が設けられ、理解・協力・合意等を得ながら事業を進める体制となっているか。

### (4) 事業の成果及び効果（【様式1】の7）

- ・事業の成果や効果が明確かつ医療の発展につながるものであるか。

### (5) 事業計画の妥当性（【様式1】の8、9）

- ・実施計画が具体的で、事業内容との整合性が図られており、妥当であるか。
- ・申請予定額の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

### (6) 事業実現に向けた行程の妥当性（【様式2】）

- ・認証制度等の基盤の構築に向けた行程が妥当であり、実現性が高いか。



(6)「事業責任者連絡先」欄には、申請する事業において中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方の職名、氏名等を記入してください。

(7)「事務担当者連絡先」欄には、必ず連絡がとれる事務担当者（課長又は係長相当職の方）の職名、氏名等を記入してください。

### 1. 事業の概要・特徴

事業実施の目的、取組内容、特徴（新規性、独創性等）、目指す成果等を400字以内（厳守）で記入してください。公表することを前提に、簡潔に分かりやすく記入してください。

### 2. 申請大学又は事業責任者等のこれまでの取組実績や業績

申請大学又は事業責任者等の認証評価に関するこれまでの取組実績や業績のうち主なものを簡潔に記入してください。

### 3. 事業の運営体制

事業を運営する組織体制や構成員、意志決定方法等について記入してください。

### 4. 事業の評価体制

事業の評価体制や構成員、評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等について記入してください。

### 5. 事業の公正性・透明性確保のための措置

事業の実施にあたって、その過程の公正性及び透明性を確保するため、進捗状況等に関する情報の公表その他の措置について、実施する内容を記入してください。

### 6. 関係大学や関係団体との連携体制

関係大学や関係団体と認証評価等の実施に関する協議・意見交換等の機会が設けられ、理解・協力・合意等を得ながら事業を進める体制となっているか等について記入してください。

### 7. 事業の成果及び効果

本事業の実施による成果や効果（達成目標）（可能な限り数値目標）について記入してください。

### 8. 実施計画

24～28年度の実施計画（具体的な取組の内容及びスケジュール）を番号（①、②…）を付して具体的に記入してください。



## 9. 事業に係る経費

### (1) 事業実施期間に係る補助事業予定額（単位：千円、千円未満切捨）

事業全体の実施計画に基づいて、必要最小限の経費を記入してください。

（補助事業予定額＝補助金申請予定額＋自己負担予定額）

### (2) 平成24年度の補助金申請予定額の積算内訳（単位：千円、千円未満切捨）

- 積算内訳欄に記入した経費について、「8. 実施計画」に記載の取組の番号を【①関係】等と表示してください。
- 補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日ですので、平成24年8月（予定）以降に必要な経費を記入してください。
- 本申請書に計上した経費であっても、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

## 10. 「同一又は類似の事業」の記入要領

申請する事業が、「大学改革推進等補助金」による他の事業や他の補助金等（以下「他の補助金等」という。）による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業がある場合は、下記の要領により記入してください。

該当がない場合は「なし」と必ず記入してください。当該欄の記入がない場合（「なし」の記入がない場合も含む）、選定対象といたしません。

同一又は類似の事業については、重複補助を避けるため、選定することができません。選定後であっても重複補助が判明した場合、経費措置の取消の理由となりますのでご注意ください。

- 「他の補助金等の名称」欄には、他の補助金や他の事業の名称を記入してください。
- 「選定年度」欄には、選定された年度あるいは選定が行われる年度を記入してください。
- 「取組名称」欄には、取組の名称を記入してください。
- 「取組の概要」欄には、取組の全体像を5行以内で簡潔に記入してください。
- 「今回の申請との関連性」欄は、5行以内で簡潔に記入してください。

### 【様式2】の記入要領

#### 医学・歯学教育認証制度等の等の基盤の構築【行程表】

「取組」欄に、24～28年度に実施する取組を記入するとともに、当該取組を実施する期間のセルを色塗りしてください。

医学・歯学教育認証制度等の実施

Q&A

Q1 【様式1】「事業責任者」は非常勤の教員でも構わないか。

A 事業責任者とは、申請するプログラムにおいて中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方を指します。本事業の趣旨を踏まえれば、リーダーシップのとれる方であることが望まれます。

Q2 【様式1】「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q3 参考資料を添付してもいいか。

A 指定された資料以外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q4 申請書はカラー印刷を行ってもいいか。

A 差し支えありません。

Q5 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればいいか。

A 消印有効ではありません。提出期間内に必着する必要があります。

## 大学番号一覧（医学）

番号	大学名
1	北海道大学
2	旭川医科大学
3	弘前大学
4	東北大学
5	秋田大学
6	山形大学
7	筑波大学
8	群馬大学
9	千葉大学
10	東京大学
11	東京医科歯科大学
12	新潟大学
13	富山大学
14	金沢大学
15	福井大学
16	山梨大学
17	信州大学
18	岐阜大学
19	浜松医科大学
20	名古屋大学
21	三重大学
22	滋賀医科大学
23	京都大学
24	大阪大学
25	神戸大学
26	鳥取大学
27	島根大学

番号	大学名
28	岡山大学
29	広島大学
30	山口大学
31	徳島大学
32	香川大学
33	愛媛大学
34	高知大学
35	九州大学
36	佐賀大学
37	長崎大学
38	熊本大学
39	大分大学
40	宮崎大学
41	鹿児島大学
42	琉球大学
43	札幌医科大学
44	福島県立医科大学
45	横浜市立大学
46	名古屋市立大学
47	京都府立医科大学
48	大阪市立大学
49	奈良県立医科大学
50	和歌山県立医科大学
51	岩手医科大学
52	自治医科大学
53	獨協医科大学
54	埼玉医科大学

番号	大学名
55	杏林大学
56	慶應義塾大学
57	順天堂大学
58	昭和大学
59	帝京大学
60	東京医科大学
61	東京慈恵会医科大学
62	東京女子医科大学
63	東邦大学
64	日本大学
65	日本医科大学
66	北里大学
67	聖マリアンナ医科大学
68	東海大学
69	金沢医科大学
70	愛知医科大学
71	藤田保健衛生大学
72	大阪医科大学
73	関西医科大学
74	近畿大学
75	兵庫医科大学
76	川崎医科大学
77	久留米大学
78	産業医科大学
79	福岡大学

## 大学番号一覧（歯学）

番号	大学名
80	北海道大学
81	東北大学
82	東京医科歯科大学
83	新潟大学
84	大阪大学
85	岡山大学
86	広島大学
87	徳島大学
88	九州大学
89	長崎大学
90	鹿児島大学
91	九州歯科大学
92	北海道医療大学
93	岩手医科大学
94	奥羽大学
95	明海大学
96	東京歯科大学
97	昭和大学
98	日本大学
99	日本歯科大学
100	神奈川歯科大学
101	鶴見大学
102	松本歯科大学
103	朝日大学
104	愛知学院大学
105	大阪歯科大学
106	福岡歯科大学